

NO.214



発行責任者 渡辺 信行

印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部

〒231-0011

横浜市中区太田町1-20

三和ビル4F

TEL 045(651)4701

FAX 045(651)0862

令和2年度全国労働衛生週間に向けて



横浜南労働基準監督署

署長 かわの 野 治子

神奈川労務安全衛生協会
横浜南支部

支部長 渡辺 信行

日頃から、労働基準行政に多大なご理解、ご協力をいただいていることに感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染予防に努めながら職場の労働衛生管理活動にお取り組みいただいていることに改めて敬意を表します。

全国安全週間に引き続き、コロナ禍の中、全国労働衛生週間を迎えます。

長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策の推進、治療と仕事の両立、などが労働衛生分野における重要な課題ですが、今年はさらに、感染症対策に関連した業務はもとより、業績の回復に向けた企業活動によっても、長時間労働が発生し、過重労働による健康障害が懸念されるところです。

また、多くの方が平時と異なる勤務環境にあり、感染への不安や行動を制限される生活の疲れもあって、メンタルヘルス不調にもより一層留意する必要があります。熱中症予防にも引き続き、最大限の配慮が求められます。

そのようななか、今年度のスローガンは、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

とされています。

本週間を通じ、“3つの密”を避けることを徹底しつつ、労使で協力して、各事業場の実情に即した活動を効果的に展開していただき、職場環境を改善し、働く人の健康を確保する取組みを、一層推進していただくようお願いいたします。

9月3日に予定されておりました横浜南地区災防団体共催により、全国労働衛生週間横浜南地区推進大会は新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見られないことから、6月の全国安全週間推進大会に引き続き、誠に残念ながら開催見送りとなりました。

つきましては当誌面をお借りして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今年で71回目となる全国労働衛生週間は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンに展開されます。ご承知の通り、事業場における自主的労働衛生管理活動の推進は、労働者の健康確保に欠くことのできない取組みです。

行政も、働き方改革を通じた長時間労働による健康障害の防止や、エイジフレンドリーガイドラインの策定による高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくり等の、労働者の健康づくりの取組を具体化しています。

会員事業所の皆様は、すでに過重労働による健康障害を回避すべくワークライフバランスの導入をはじめ、ストレスチェック等を通じたメンタルヘルスケアの推進に大きな気配りをなされていることと推察いたします。

それらの取組みに加えて、エイジフレンドリーガイドラインの策定の趣旨をご理解いただき、労働災害を発生させないために高齢労働者にもきめ細かいご配慮をいただき、全国労働衛生週間にのぞんでいただきたく考えます。

当然のことですが、事業者各位の労働衛生にかける熱い思いは、労働者との意識共有があってこそ成果につながると確信しています。どうぞ、連携・共有を基礎においてそれぞれの職場で労働衛生管理活動の一層の定着を推進くださいますようお願いいたします。

横浜南労働基準監督署様も、本年度を働き方改革の仕上げの年として位置づけられています。横浜南支部の事務局・各部会においてはご支援を仰ぎつつ、連携を密にしていり、労働災害のない職場実現に向けて活動いたしたく考えています。

結びとなりますが、長引く新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中にあつて、事業の継続と雇用の維持にご苦労・ご奮闘をなされております会員事業所の皆様のご健勝と、来る日に一堂に会しての大会の場でお目にかかることを祈念いたしまして、わたくしのご挨拶とさせていただきます。

運 営 部 会

職長教育講習

今年1回目の職長教育が、万国橋会議センターで開催されました。

職長教育は、労働安全衛生法第60条で定められた法定教育です。「新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者」に対し、事業者は速やかに実施する必要があります。

新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行い、参加者全員にご協力いただいたおかげで、無事に2日間の講習会を終了することができました。ご協力をいただいた受講者の皆さま、講師の先生方をはじめ、関係者の皆さまに改めて御礼を申し上げます。

1日目は職長の役割や職務を学んだ後、作業手順の定め方や、災害発生時を含む異常時の措置について講義が行われました。特に異常時の措置は、減多に起こらないからこそ、起こってしまった時に身動きが取れないこと

開催日：2020年8月18日(火)、19日(水) 参加者：16名
場 所：万国橋会議センター

があります。日頃から常に意識をしてください。

2日目は整理整頓と安全衛生点検、災害防止のための方法を学びました。また、一番重要なリスクアセスメントの実施とリスク低減については、演習を交えて実施されました。感染予防対策を実施しながらも活発な討議が行われ、充実した演習となりました。

大切な部下や同僚を守るために、欠かせない項目ばかりです。まだ難しい内容もあると思いますが、日々の職場の安全衛生活動の中で、受講者の方自ら率先して動き、安全で安心して働くことができる職場の維持・継続につなげてください。今後のご活躍を、心より期待しています。



安 全 部 会

安全衛生推進者養成講習会

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する一定の事業所においては、一定の資格要件を満たしている者の中から「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定めており、当講習会はその養成を目的に、毎年、講習会を開催しています。

例年は、7月に第1回を開催しておりますが、新型コロナの状況により8月25・26日へと延期しました。講習会では、感染予防対策として、参加者の皆様へ事前に健康チェック表の配布を行い記入して頂き、当日の会場にて、そのチェック表で体調に異常が無いことを確認すると共に、検温・マスク着用・室内の換気・距離確保等の対策を行い、開催しました。

当講習会では、各講師より過去の事例とコロナ禍の現状を交えて講義があり、「安全管理」「危険性又は有害性

開催日：2020年8月25日(火)、26日(水) 参加者：15名
場 所：万国橋会議センター4階会議室

等の調査及びその結果に基づき講じる措置等」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の保持増進」「作業環境管理と作業管理」についての講習が2日間に亘って行われました。

講習会は、マスク着用と距離確保等による制限された講義・ディスカッションではありましたが、受講者の方々も感染予防に協力して頂き、また熱心に講義を聴講されていました。受講者の方々が当講習で学んだ知識を活用し、職場の安全衛生水準の向上が一層図られる事を期待いたします。

今後の講習会もコロナ感染拡大の状況により、適宜判断してまいります。第2回目を10月29・30日で予定しています。コロナ感染リスクの不安もあると思いますが、予防措置を講じて万全な準備で対応しますので、ご参加をお願いいたします。



安 全 部 会

安全管理者選任時研修

労働安全衛生法第11条で、事業者は政令で定める業種および規模の事業所ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、「安全管理者」を選任し、安全に係わる技術的事項を管理させなければならないと定めており、平成18年10月の法改正以降は安全管理者選任時に厚生労働大臣の定める研修（法定9時間）を受講することが義務化されました。また「安全管理者」の転勤、異動等により安全管理者が未選任とならないよう常時、研修修了者を複数名確保しておく事が望ましいとされています。

このため安全部会では、当研修を年間2回開催しておりますが、本年度は第1回目の5月開催は、新型コロナ感染予防により中止とし、第2回を9月8日、9日の2日間に亘り、安全衛生推進者養成講習会と同様に新型コロナ感染予防対策を講じて開催し、総勢40名の受講がありました。

開催日：2020年9月8日(火)、9日(水) 参加者：40名
場 所：万国橋会議センター

研修科目として「安全管理の進め方」「安全教育」「関係法令」「安全衛生水準向上のための自主的活動」等があり、リスクアセスメントの実習においては、感染予防のマスク着用によるディスカッションでありましたが、受講者の方々の活発な意見交換により、多様な対策案が提案されました。

「安全管理者」は職場の安全を確保する責務を担うと同時に、危険作業の停止措置や、危険箇所を立ち入り禁止とする重要な「権限」があります。受講者の皆さまが研修で得た知識と、この権限を有効に活用して職場の安全を確保し、労働災害撲滅を推進される事を期待いたします。



安全部会

KYT研修 出張研修

開催日：2020年8月17日(月)

受講者：9名

場 所：東洋電機製造(株)

本講習はKYTリーダーの養成を目的としたもので、これまで多くの方が受講され職場の安全管理に貢献されているものと思います。

昨年に引き続き東洋電機製造(株)殿の要請により新入社員を対象に、出張講習を開催しました。

当初4月に30名で開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期になりましたが、感染症の影響が一段落した8月に事業所と調整のうえ9名を対象に開催しました。

講師から危険予知活動の目的や手法について丁寧な指導があり受講生も真剣に取り組んでいました。

実務経験の少ない新入社員の皆さんですが、グループ討議では活発に意見交換を行う

などコミュニケーションをとりながら理解を深めていました。また、一人KYTの自問自答においても、様々な場面を想定しながら懸命に取り組んでいました。

今回受講した新入社員の皆さんが、今後実務経験を積み重ねながら、職場の安全活動としてKYT活動を実務に活かし無災害の職場づくりに貢献されるよう期待しています。



運営部会

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

開催日：2020年9月2日(水)、3日(木)、8日(火) 受講者：40名

会 場：万国橋会議センター

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を、9月2日3日で2日間の学科講習、9月8日実技講習を万国橋会議センターにおいて、支部主催で開催しました。この講習は酸素欠乏危険場所における作業の作業主任者に選任される予定の方を対象にした技能講習で受講希望の多い講習会です。従来、協会本部で開催していましたが新型コロナウイルス感染症の影響により本部受講者を制限しているため、受講機会を増やす目的で横浜南支部により開催しました。11月までに3回の開催予定ですが受講希望者が多くすでに満席に近い状況です。

講習は、2日目の学科講習後、修了試験が行われますが、受講生の皆さんは真剣な姿勢で取り組み、会場全体に緊張が伝わってきていました。翌週8日に実技講習として測定と救急法が行われ、それぞれに実技試験が行われました。

酸素事故は、死亡災害に至ることが多くある災害です。今回の講習で作業主任者の資格を取得された方々の適切な業務で、安全な作業を実践いただきたくことを祈念しています。

〈学科講習〉



〈実技講習：測定〉



〈実技講習：救急法〉



安全部会

第1回KYTリーダー養成講習会

開催日：2020年9月15日(火) 参加者：20名
場 所：かながわ労働プラザ

本講習会はKYTリーダー養成を目的としたもので、年2回開催しており、1回目を6月に予定していましたが、新型コロナウイルス予防により延期とし、9月15日に感染予防対策を講じて、KYTトレーナーの大崎氏の講師による、第1回KYTリーダー養成講習会を開催しました。労働災害を減らす手法としてのKYTは大きな効果が期待され、高い評価を得ています。またリスクアセスメント業務にも有効に影響していく手法でもあります。今回の講習会は安全活動において管理者及びリーダーの養成が急務となりつつある背景もあり、コロナ禍での開催であっても多くの方に受講いただきました。

講習内容は、受講者を6～7名のグループに分け「グループ内での自己紹介、役割分担決定」から始まり、「KYT基礎4R」や活用技法についてのビデオ講義や、それぞれの課題をグループ全員で討議し、結果を発表する形式で行われました。

受講者は、感染予防によるマスク着用の討議ではありましたが、積極的にグループ作業を実践し、メンバーと

のコミュニケーションを大切にしながら、KYT活動についての理解を深め、中盤からは活発な意見が飛び交い、具体的な実践の手法を習得していました。また講習の中では、各グループ内の全員が自分の職場の安全に関する取組みや課題について話し、メンバー間で意見交換する場も設けられ、参加者からもこの時間は「気づき」が促され、とても有効で良かったとの評価を頂いています。

「第13次労働災害防止計画」の3年目となる今年度においても、労働災害を減らす重点目標に対して、さらなる削減対応が必要となっています。各企業におかれても真摯に安全活動を行われているとは存じますが、災害を減らす手法としてのKYT講習が一助となり、受講された方々が、この経験を各職場に水平展開し、KYTリーダーとなって各事業所の活動を牽引される事を期待しています。



運営部会

危険体験研修

開催日：2020年9月17日(木) 参加者：10名
場 所：日清オイリオグループ株式会社 横浜磯子事業場

9月17日(木)日清オイリオグループ株式会社 横浜磯子事業場様のご協力のもと、危険体験教育を開催致しました。

こちらの教育は非常に人気のあるものですが、コロナ禍の影響により、規模を縮小して開催させて頂きました。

会場をご提供いただいた日清オイリオグループ株式会社様の危険体験設備「安全塾」は非常に充実した内容となっており、幅広い危険体験ができるものとなっております。

体験設備は、当事業場で過去に発生した「挟まれ、巻き込まれ災害」等を疑似体験できる設備があり、参加者がその危険性を体感することができます。

また、その他、切創災害、重量物取扱いによる腰痛、薬傷等の危険性とその防止対策についても、実物を使っ

て実演、説明がなされる等、誰もが分かり易い工夫がなされています。

この危険体感教育により受講者の皆様は、普段の講習会等では得られない実際と同様の体験ができ、また体系的に知識を習得され、危険に対する感受性と意識がさらに上がったものと思います。今後、危険体験教育を取り入れる企業も多くなっていくことと思いますが、この体験を自社の安全衛生教育に役立て頂けることを期待致します。



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」

- 令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金は **時間額1,012円（1円引き上げ）** となります。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を用意しています。
詳しくは下記の「神奈川働き方改革推進支援センター」にお問い合わせください。

※神奈川働き方改革推進支援センター 神奈川県中小企業団体中央会受託
電話：0120-910-090 FAX：0120-971-030
住所：横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階

問合せ先 神奈川労働局労働基準部賃金室 〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階（電話 045-211-7354）又は、横浜南労働基準監督署（電話 045-211-7374）

監督署だより

〈表1〉 令和2年(1月～8月)発生 業種別 労働者死傷病報告受理状況

(令和2年8月末日現在)

横浜南労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上之死傷者数			対前年同期比 増減率
		令和2年	平成31年	対前年増減	
製造業	食 料 品 製 造 業	12	12		
	織 維・織 維 製 品 製 造 業				
	木 材・木 製 品 製 造 業	1		1	
	パルプ・紙・紙加工品・印刷製本業	1		1	
	化 学 工 業	1	1		
	窯 業・土 石 製 品 製 造 業	2		2	
	鉄 鋼・非 鉄 金 属 製 造 業		1	-1	
	金 属 製 品 製 造 業	4	7	-3	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	1	7	-6	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1		1	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5	3	2	
	電 気・ガ ス・水 道 業	3	1	2	
	そ の 他 の 製 造 業	3	7	-4	
	小 計	34	39	-5	-12.8%
鉱 業					
建設業	土 木 工 事 業	(1) 9	14	-5	
	建 築 工 事 業	19	32	-13	
	うち木造建築業	4	6	-2	
	そ の 他 の 建 設	9	3	6	
	小 計	(1) 37	49	-12	-24.5%
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	33	41	-8	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	31	31		
	陸 上 貨 物 取 扱 業	8	15	-7	
	港 湾 運 送 業	12	13	-1	-7.7%
	小 計	84	100	-16	-16.0%
その他の事業業	商 業	61	75	-14	
	うち小売業	44	70	-26	
	保 健 衛 生 業	49	36	13	
	うち社会福祉施設	41	27	14	
	旅 館 業	2	4	-2	
	飲 食 業	26	29	-3	
	ゴ ル フ 場	4	2	2	
	清 掃 業	14	16	-2	
	ビ ル 管 理 業	23	29	-6	
	上 記 以 外 の 業 種	46	33	13	
	小 計	225	224	1	0.4%
合 計		(1) 380	412	(1) -32	-7.8%
死 亡 者 数		1		1	

(注) 1. () 書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。

2. 単位：人

複数の会社等に雇用されている労働者の方々への
労災保険給付が変わります

「労働者災害補償保険法」が改正されました
改正法の施行日（令和2年9月1日）以降に、けがをした
労働者の方や病気になるた労働者の方、お亡くなりになっ
た労働者のご遺族の方が以下の改正事項の対象となります。

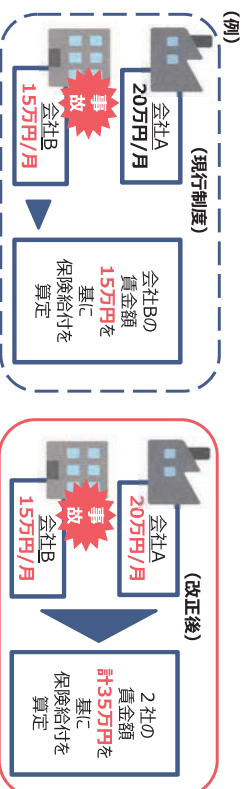
※ 原則けがなどをされた時点で、複数の会社で働かれている方が対象です。

賃金額を合算して保険給付額等を決定

現行制度
災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

改正後
すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

※ 対象となる給付は、休業（補償）給付、遺族（補償）給付や障害（補償）給付などです。



※ この他に、すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）も総合的に評価して
労災認定できるかどうかを判断するようになります

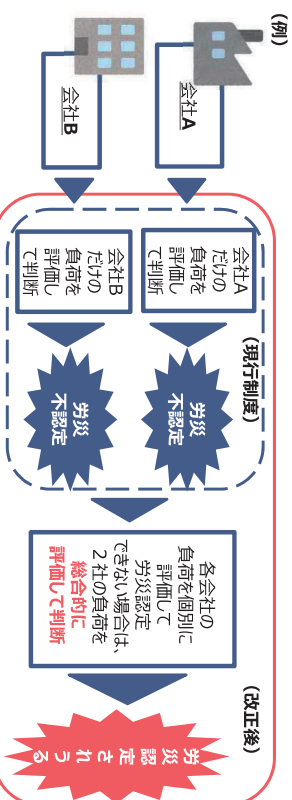
（詳細は裏面をご覧ください）

負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価

現行制度
それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を
個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

改正後
それぞれの勤務先ごとに負荷（労働時間やストレス等）を
個別に評価して労災認定できない場合は、
すべての勤務先の負荷（労働時間やストレス等）を
総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

※ 対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害などです。



※ 本制度改正については、労災保険のメリット制には影響させません。

今回の制度改正では、けがをしたときや病気になるたときなどに、2つ以上の会社等に雇
用されている方や、けがをしたときや病気になるたときなどに1つの会社等でのみ雇用され
ている場合（又はすべての会社等を退職している場合）であっても、そのけがや病気になるた
原因・要因となるもの（例：長時間労働、強いストレスなど）が、2つ以上の会社等で雇用
されている際に存在していたならば、制度改正の対象となります。
※ 労働者の方だけでなく、特別加入者の方についても今回の制度改正の対象となります。

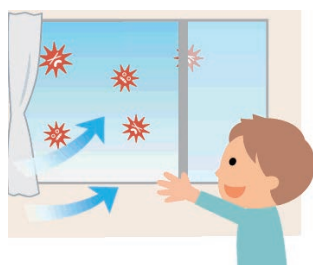
詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roundoukijun/rousai/rousaihukugyou.html



職場掲示用

新型コロナウイルス 職場における「4つ」の対策ポイント ～ 職場での感染にご注意ください!～

**換
気**

室内では
こまめに換気をしましょう

密

席や更衣室で、人と
適切な距離をとりましょう

**共
用**

複数人での備品の共用は
できる限り避けましょう

休

体調が悪い場合は、
軽めの症状でも
休みましょう・休ませましょう

また、感染防止の3つの基本である ①**身体的距離の確保**、
②**マスクの着用**、③**手洗い** の徹底をお願いします。

「接触確認アプリ」(COCOA) ご活用をお願い



職場のみんなをまもるため、
新型コロナウイルス接触確認アプリ※のインストールをお願いします。

※このアプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、
通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。



詳しくは厚生省特設サイトへ

事務局だより

新規会員の募集

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に対して、加入の促進活動を推進しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局まで、ご紹介ください。



「神奈川労務安全衛生大会」の中止

2020年11月12日(木)開催予定の神奈川労務安全衛生大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

労安法に基づく神奈川地区出張試験について

2020年11月29日(日)開催予定の「神奈川地区出張試験」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

講習会における感染予防について

講習会開催にあたり、受講者、講師等関係各位の安全を確保するため、下記の感染症予防対策を実施いたしますので、受講される皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 健康チェック表の提出(講習会案内に添付しています。又は支部HPをご利用ください。)
2. 入室時
 - 1) 手指の除菌消毒液による消毒
 - 2) マスクの着用(受講生、講師、スタッフ含む全員)
3. 換気 窓の開放等により室内換気を行います。
4. 座席
 - 1) 可能な限り受講者間の距離をとった座席配置とします。
 - 2) 座席を番号指定としますので、受付時に自分の番号をご確認ください。

職長能力向上教育について

厚生労働省から「製造業における職長等に対する能力向上教育について(令和2年3月31日付け基発0331第7号)」通達が発出されました。

職長等(作業中の労働者を直接指導又は監督する者)に対し、新たにその職務につくこととなった後、おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を行うことが求められています。横浜南支部では1月28日に職長能力向上教育の開催を予定しています。多数の方の受講をお待ちしています。

横浜南支部行事予定(令和2年10月~令和3年1月分)

行事内容	会 場	実施日
有機溶剤業務従事者特別教育	労働プラザ	10月15日
リスクアセスメント研修会	万国橋会議センター	10月20日
安全衛生推進者講習	万国橋会議センター	10月29日・30日
職 長 教 育 講 習 会	万国橋会議センター	11月10日・11日
K Y T リーダー養成講習	万国橋会議センター	11月17日
酸欠・硫化水素危険作業主任者技能講習	万国橋会議センター	11月24日・25日・12月1日
危 険 体 感 研 修	日清オイリオグループ	11月27日
安全管理者能力向上教育	万国橋会議センター	12月3日
有機溶剤作業主任者技能講習	労働プラザ	12月9日・10日
安全衛生推進者養成講習	万国橋会議センター	1月19日・20日
職 長 能 力 向 上 教 育	万国橋会議センター	1月28日

クイズ
どんな危険？

-- シメラーで支線張り --

状況：

あなたは、シメラー工具を使って電柱の支線を張っている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より)
(KYT-24)

1. シメラーを強く締め過ぎたとき、架空電線が切れ、電柱が倒れて、身体に当たる。
2. シメラーを強く締め過ぎたとき、支線がシメラーから外れ、反動で身体が転倒する。
3. シメラーの運動防止の爪が外れ、ハンドルが逆転して身体に当たる。
4. シメラーのハンドルに力を入れて引いたとき、足が滑り転倒する。
5. シメラーのハンドルに力を入れたとき、シメラーの歯が滑り、支線がゆるんだ反動で転倒する。

編集後記

思うように経済活動ができず不自由な生活を強いられるに至ってかなりの月日が経ちました。自宅を出る際、鍵をかける行為とマスクを着用する行為が同列に並び、一歩外に出た途端、3密を極力避けることを念頭におき、歩き出す生活様式も板についたといえましょう。

この間、オンラインの活用が広がりコミュニケーションの取り方に変化が出てきたことも驚きます。就活を終えた長男から、面談、面接、内定式のすべてがオンラインで完結したと聞き違和感を持ちました。採用する側も採用される側もオンライン決裁で大丈夫なのかと。その一方、アナログ的な思いやりに笑いが出ました。なんと、内定式の前日には仕出し弁当が送られてきてオンラインで内定式の会食の機会を演出してくださり当該企業の企画力に感心しました。つつい「お主、なかなかやるなあ〜」と親父節が出ます。

息苦しさもあると思いますが、今の自分のおかれている状況を俯瞰してみるなどして、その際に『制約と工夫』『我慢と成長』など、いろいろな言葉を組み合わせて耐える工夫や笑い飛ばす工夫を重ねてみましょう。思いやりの心も忘れず、みんなで、この難局を乗り切りましょう。

横浜南の広報誌も、これからも途切れることなく羽ばたきます。(奥山)